

寄居町まちなか居住促進補助金交付要綱

制定	令和	2年	3月27日告示第	54号
改正	令和	3年	8月24日告示第	140号
	令和	4年	3月23日告示第	42号
	令和	5年	3月22日告示第	32号

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少・高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを推進し、もって持続可能なまちとするため、若年層及び子育て世帯がまちなかで住宅を取得する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定により、寄居町立地適正化計画（令和5年3月改定）で定める区域をいう。
- (2) 子育て世帯 子ども（申請日が属する年度の末日において18歳以下の者）を扶養し、かつ、その子どもが同居している世帯をいう。
- (3) 住宅 玄関、台所、トイレ、浴室及び居室を有し、住居としての利用上の独立性を有するもので、自らが居住するための家屋又は独立して居住の用途に供することができる家屋の一区分（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋の場合は、住宅用部分の面積が延床面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (4) 新築住宅 自己居住用に新築した住宅又は新規に建築された住宅であって、敷地面積が150㎡以上のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日が属する年度の前年度末日において39歳以下の者又は子育て世帯の世帯主若しくはその配偶者であること。
- (2) 申請日が属する年度又はその前2年以内の契約に基づき、居住誘導区域内に新築住宅を取得し、所有権の登記を行っていること。
- (3) 申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき当該住宅の所在地に住所を定めていること。
- (4) 補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して、当該住宅を所有

し、かつ、居住すること。

- (5) 補助対象者及び同一世帯の全員が、町税を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの告示（寄居町まちなか住宅取得支援補助金交付要綱を含む。）又は寄居町定住促進補助金交付要綱（平成29年寄居町告示第53号）による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助対象者の属する世帯に寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (8) 当該住宅の所有者又は共有者が、公共事業の補償により当該住宅を取得していないこと。

2 補助対象者が当該住宅を共有しているときは、共有者のいずれか一人を補助対象者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、当該住宅の取得に要した費用とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と、次の各号に定める場合ごとに当該各号に定める額のいずれか低い額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 子育て世帯かつ39歳以下である場合 80万円
- (2) 子育て世帯である場合 60万円
- (3) 39歳以下である場合 40万円

2 補助金の交付回数は、同一の住宅につき、1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項の申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄を載せたもの）
- (2) 申請者及び世帯全員の寄居町における税の滞納がないことを証する書類（中学生以下を除く。）
- (3) 当該住宅の工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (4) 当該住宅の建物登記に係る全部事項証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

3 第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとする。

4 第1項の申請は、規則第11条及び第13条の報告を兼ねるものとする。

（交付決定）

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、規則第5条第1項の規

定に基づいて調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の場合において、規則第5条第3項の規定に基づき、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 町長は、第1項の場合において、規則第6条第1項各号及び第2項の規定に基づき、条件を付して交付の決定をすることができる。

(交付決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知は、規則第14条の規定による通知を兼ねるものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことに決定したときは、規則第7条第2項の通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた日から14日以内に様式第5号の請求書を町長に提出するものとする。

(申請取下げの期間)

第10条 この告示において、規則第8条の申請取下げに係る期間は、交付決定通知書を受領した日から14日以内とする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第19条の町長が定める期間は、当該補助金の交付決定を受けた日から5年とする。

(立入検査等)

第12条 町長は、補助金交付後においても、必要に応じて交付決定者の居住及び当該住宅の所有の状況を調査することができる。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年告示第54号)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年告示第140号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第42号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年告示第32号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。